

## 生息・生育地保護区

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）に基づき、知事が希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときに、その個体の生息地・生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息・生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認める区域を、『生息・生育地保護区』として指定するもの（§21）

### 希少野生動植物種

県内に生息・生育する野生動植物種であって、次に該当するもの（§2、規則別表）

- (1) 種の個体数が著しく少ないもの
- (2) 種の個体数が著しく減少しつつあるもの
- (3) 主要な生息地・生育地が消滅しつつあるもの
- (4) 生息・生育環境が著しく悪化しつつあるもの
- (5) その他その種の存続に支障を来す事情があるもの

→ 『滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック 2005 年版』で絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に分類された 684 種を選定

### 行為の届出

生息・生育地保護区内での次の行為は、事前の届出が必要（§22）

〔非常災害時の応急措置、通常の管理行為等は、適用除外〕

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| (1) 建築物等の新築、改築、増築 | (4) 水面の埋立て、干拓       |
| (2) 宅地造成等の土地の形質変更 | (5) 河川、湖沼等の水位、水量の増減 |
| (3) 鉱物の採掘、土石の採取   | (6) 木竹の伐採           |

指針に適合しない場合の行為の禁止・制限、措置命令（§22）

届出後 30 日間の着手制限（§22）

### 選定方針

次の要件に該当する場所を優先的に選定〔基本計画第 3 章 2（3）〕

- 希少野生動植物種の個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみて、その種の個体が良好に生息・生育している場所
- 植生、水質、餌条件等からみて、希少野生動植物種の生息・生育環境が良好に維持されている場所
- 生息・生育地としての規模が大きい場所

### 指定の現状

「地蔵川ハリヨ生息地保護区」米原市醒井（H20.4.1 施行）

「山門湿原ミツガシワ等生育地保護区」西浅井町山門（H20.4.1 施行）

## ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画（抜粋）

### 第3章 野生動植物との共生に関し講ずべき施策

#### 2 希少野生動植物種の保護

##### (3) 生息・生育地保護区の指定による生息・生育地の保護

希少野生動植物種の保護の基本は、その生息・生育地における個体群の安定した存続を保証することにあります。このため、希少野生動植物種の保護のため必要があり、その個体の生息・生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その希少野生動植物種の保護のため特に重要と認めるものを、「生息・生育地保護区」として指定します。

##### 生息・生育地保護区として指定する生息・生育地の選定方針

以下の要件に該当する場所について総合的に検討し、生息・生育地保護区として優先的に指定すべき生息・生育地を選定します。

希少野生動植物種の個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみて、その種の個体が良好に生息・生育している場所

植生、水質、餌条件等からみて、希少野生動植物種の生息・生育環境が良好に維持されている場所

生息・生育地としての規模が大きい場所

なお、生息・生育地が県内各地に分散している種にあつては、主な分布域ごとに主要な生息・生育地を生息・生育地保護区に選定します。

##### 生息・生育地保護区の区域の範囲

生息・生育地保護区の範囲としては、以下の要件に該当する区域を確保することとします。

希少野生動植物種が現に生息・生育している区域

鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌場所等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域およびその周辺の個体数密度または個体が観察される頻度が相対的に高い区域

希少野生動植物種の生息・生育地に隣接する区域であつて、そこでの各種行為により当該生息・生育地の個体の生息・生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域

##### 生息・生育地保護区の保護に関する指針

生息・生育地保護区の保護に関する指針においては、希少野生動植物種の個体の生息・生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針等を定めるものとします。

##### 生息・生育地保護区の指定に当たって留意すべき事項

生息・生育地保護区の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定および福祉の維持に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとします。また、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うものとします。

## 油日サギスゲ等生息・生育地保護区の概要

所在地 甲賀市甲賀町油日の一部

面積 8.1ヘクタール

保護対象種(14種)

- ヒナザサ(イネ科)
- アギナシ(オモダカ科)
- ケシンジュガヤ(カヤツリグサ科)
- サギスゲ(同)
- シズイ(同)
- ヒツジグサ(スイレン科)
- ハマハナヤスリ(ハナヤスリ科)
- ヤチスギラン(ヒカゲノカズラ科)
- ヒナノカンザシ(ヒメハギ科)
- ウメバチソウ(ユキノシタ科)
- サギソウ(ラン科)
- トキソウ(同)
- ヤマトキソウ(同)
- ナゴヤダルマガエル(アカガエル科)



ナゴヤダルマガエル(撮影:田辺真吾氏)



ヒツジグサ

環境管理の指針の概要

- ・ 湿原および湿原内の池沼周辺の土地の現状を維持すること。
- ・ 水源となっている周辺の森林を維持すること。
- ・ 自然遷移による湿原の乾燥化を防ぐこと。



サギスゲ



保護区にある湿原